

許認可等の内容	行政財産の目的外使用許可		
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項		
担 当 課	各行政財産の主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日 ただし、第 6 号の各施設については、記載のとおり		
審 査 基 準			
使用許可の申請についての当否は、鳥取市財産規則第 11 条の 2 に規定する、第 1 号から第 6 号までの範囲に該当し、行政財産の用途又は目的を妨げない限度であるか否かについて審査し、決定する。			
具体的には、次の各号の事例による。（鳥取市財産規則第 11 条の 2 関係）			
第 1 号	職員及び当該行政財産を利用する者の厚生福利施設の用に供するため使用させるとき。 （職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため当該行政財産に食堂、売店、理髪室、自動販売機、現金自動預入支払機等厚生施設を設置する場合）		
第 2 号	公共目的のために行われる講演会、研究会等を使用させるとき。 （公の学術調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会、選挙等の用に短期間利用させる場合）		
第 3 号	災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。 （災害その他の緊急事態発生により、当該行政財産を応急施設としてきわめて短期間使用させる場合）		
第 4 号	国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 （国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められる場合）		
第 5 号	電気事業、電気通信事業、水道事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。 （当該行政財産を水道事業、ガス事業その他の公益の用に供することがやむを得ないと認められる場合）		
第 6 号	その他市長が必要と認めるとき。 （1）市の行政推進のため必要と認められ、他に適切な場所がないとき。 （2）交通安全対策、青少年育成の目的に必要であると認められ、他に適切な場所がないとき。 （3）囲繞地通行権を有しているとき。		
（若草学園）こども発達支援センター 7 日 次に掲げる基準に適合する場合 ① 学園の児童の発育に必要であると認められるとき。 ② 他に同等の施設を求めることが困難であると認められるとき。			
（公共空地）河川公園課 21 日 次に掲げる基準に適合する場合 ① 都市公園法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公園施設、法第 7 条に規定する工作物その他の物件若しくは施設又は町内会等による地域コミュニティ活動の用に供する施設であること。 ② 他に適切な設置場所がないと認められ、所在地の町内会の同意が得られていること。 ③ 建築物（仮設建築物を除く。）については、建築面積の総計が当該公共空地の敷地面積の 2 パーセント以下又は 10 平方メートル以下であること。 ④ 建築基準法に抵触するものでないこと。			

- ⑤ 公共空地の使用の期間は、法第 2 条第 2 項に規定する公園施設及び町内会等による地域コミュニティ活動の用に供する施設にあつては 10 年以内、法第 7 条に規定する工作物その他の物件又は施設にあつては都市公園法施行令第 14 条で定める期間以内であること。これを更新する場合の期間についても同様であること。

(議場) 市議会事務局 3 日

次に掲げる基準に適合する場合

(1) 使用者が地方公共団体の議会するとき

- ① 使用目的は、地方自治法に規定する議会の招集であること。
- ② 他に同等の施設を求めることが困難であると認められること。
- ③ 鳥取市の議会に支障を来さないこと。

(2) 使用者が地方公共団体の議会以外するとき。

- ① 町内会、子供会、婦人会及びこれらに類する団体又は組織（以下「団体等」という。）であること。
- ② 団体等の事務所又は活動の拠点を鳥取市内に有すること。
- ③ 使用目的は、地方議会の制度に関する研修等（模擬議会）であること。
- ④ 議場が真に必要であると認められること。
- ⑤ 団体等の活動と、議場の使用目的に整合性が認められること。
- ⑥ 鳥取市の議会に支障を来さないこと。

(鳥取市立病院) 総務課 7 日

病院事業の運営及び発展のため必要と認められ、他に適切な場所がないとき。

(清掃委託業者等の従業員控室等)

(水道局庁舎) 総務課 7 日

水道事業の運営及び発展のため必要と認められ、他に適切な場所がないとき。

(鳥取市上水道事業協同組合事務所、清掃委託業者の従業員控室等)

(市営住宅等の空地又は駐車場) 建築住宅課

当該団地内に駐車場として認める空地及び駐車場のスペースがあり、次に掲げる基準に適合する場合

- ① 専ら自己のために使用する自転車を保有している市営住宅等の入居者であること。
ただし、1 戸に 1 台に限る。
- ② 市営住宅等の家賃（割増賃料を含む。）を滞納していないこと。
- ③ 犬・猫等の動物を飼育していないこと。
- ④ その他鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例、鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例、鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例に違反していないこと。

変更日 令和 7 年 7 月 22 日